

職 職 一 1 4 4

令和 2 年 4 月 1 日

各府省事務次官 殿

各外局の長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 1 0—5（職員の放射線障害の防止）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 1 0—5（職員の放射線障害の防止）の運用について（昭和 3 8 年 1 2 月 3 日職厚一 2 3 2 7）」（以下「運用通知」という。）の一部を下記のとおり改正したので、令和 2 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

なお、同日前にこの通知による改正前の運用通知第 3 条関係第 6 項(7)に規定する廃棄物埋設に関する確認の業務、廃棄に関する確認の業務、放射能濃度についての確認の業務又は同項(8)若しくは(9)に掲げる業務に従事した職員に対する、人事院規則 1 0—4（職員の保健及び安全保持）第 2 0 条第 2 項第 2 号に規定する特別定期健康診断、同規則第 2 6 条に規定する健康管理手帳及び人事院規則 1 0—5（職員の放射線障害の防止）第 2 4 条の規定による記録等については、なお従前の例によってください。

また、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 1 5 号）附則第 7 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる検査の業務であって首席原子力専門検査官、上席原子力専門検査官、主任原子力専門検査官又は原子力専門検査官が行うもの及び当該検査についてこれらの職員を補助する職

員の行う業務は、それぞれこの通知による改正後の運用通知第3条関係第6項(8)及び(9)に掲げる業務とみなしてください。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第3条関係 1～5 (略) 6 第5項第8号の「人事院が定めるもの」は、次に掲げる業務とする。 (1)～(6) (略) (7) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第59条に基づく運搬に関する確認の業務並びに同法第68条及び第72条に基づく立入検査等の業務	第3条関係 1～5 (略) 6 第5項第8号の「人事院が定めるもの」は、次に掲げる業務とする。 (1)～(6) (略) (7) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第51条の6に基づく廃棄物埋設に関する確認の業務、同法第58条に基づく廃棄に関する確認の業務、同法第59条に基づく運搬に関する確認の業務、同法第61条の2に基づく放射能濃度についての確認の業務並びに同法第68条及び第72条に基づ

(8) 首席原子力専門検査官、上席原子力専門検査官、主任原子力専門検査官、原子力専門検査官、統括原子力運転検査官、原子力運転検査官、統括核物質防護対策官、核物質防護対策官、核物質サイバーセキュリティ対策官又は核物質防護専門職の行う核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条の2に基づく業務

(9) (8)の業務について首席原子力専門検査官、上席原子力専門検査官、主任原子力専門検査官、原子力専門検査官、統括原子力運転検査官又は原子力運転検査官を補助する職員の行う業務

(10)～(15) (略)

第4条の2及び第4条の3関係

1 放射線業務従事職員（第4条第1項に規定する放射線業務従事職員をいう。以下同じ。）が緊急作業（第4条の2に規定する緊急作業をいう。以下同じ。）に従事した結果、それまでの放射線業務に

く立入検査等の業務

(8) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条の2に基づく原子力施設検査官、原子力保安検査官又は核物質防護検査官の業務

(9) (8)の業務について原子力施設検査官又は原子力保安検査官を補助する職員の行う業務

(10)～(15) (略)

第4条の2及び第4条の3関係

1 放射線業務従事職員（第4条第1項に規定する放射線業務従事職員をいう。以下同じ。）が緊急作業（第4条の2に規定する緊急作業をいう。以下同じ。）に従事した結果、それまでの放射線業務に

より受けた線量と当該緊急作業により受けた線量との合計が同項第1号若しくは第2号又は第4条第2項第1号（当該緊急作業が第4条の3第1項に規定する特例緊急被ばく限度に係るものである場合にあっては、第4条第1項第2号を除く。）に定める線量の限度を超えた場合には、その緊急作業が終了した日の属する当該限度に係る期間が終了するまでの間、当該放射線業務従事職員を被ばくさせてはならないものとする。ただし、当該放射線業務従事職員が原子炉の運転等に関する必要な規制を行うために必要不可欠な第4条の3第1項に規定する統括原子力運転検査官等である場合に限り、追加的に、一の年度につき5ミリシーベルトを超えない範囲で実効線量を受ける放射線業務（緊急作業を除く。）に従事させることができる。

2 （略）

より受けた線量と当該緊急作業により受けた線量との合計が同項第1号若しくは第2号又は第4条第2項第1号（当該緊急作業が第4条の3第1項に規定する特例緊急被ばく限度に係るものである場合にあっては、第4条第1項第2号を除く。）に定める線量の限度を超えた場合には、その緊急作業が終了した日の属する当該限度に係る期間が終了するまでの間、当該放射線業務従事職員を被ばくさせてはならないものとする。ただし、当該放射線業務従事職員が原子炉の運転等に関する必要な規制を行うために必要不可欠な第4条の3第1項に規定する原子力保安検査官である場合に限り、追加的に、一の年度につき5ミリシーベルトを超えない範囲で実効線量を受ける放射線業務（緊急作業を除く。）に従事させることができる。

2 （略）

別紙の様式中「人事院様式667」を削り、「さく」を「柵」に改める。

以 上